

文化財調査報告 第一輯

岩手縣教育委員會



第一圖 玉山觀音本尊  
（本文の一参照）



第三圖 玉山觀音像  
(本文の四参照)



第四圖 玉山觀音本尊  
(本文の一参照)



第五圖 玉山觀音像  
〔本文の三参照〕



第四圖 玉山觀音像  
〔本文の六参照〕



第七圖 藥師如來立像  
久慈長福寺藏



第六圖 玉山觀音像  
〔本文の三～六参照〕

生活學派第七十五

尔时寔元四年丙午九月十五日在~~此~~宇永平寺

正慶癸酉西江次第二日出雲山中

諸君當以刀筆一領世間風氣，傾人者佛魔也。

水牛未流有時見之而不知其

于晉文公十三年九月七日庚午朔至丁未

蘇在堵岳山總持禪寺傳法。有客於北廬靜

如欲得此之法，請到本處一尋。

大英書院  
光緒九年十一月朔二日出門及上

卷之十一 畫上部 楊寺隱士集

國語卷之三十一 大明紀上

中華人民共和國農業部農業科學院植物保護研究所編著

上口答曰：「是也。」它日，寺人敬季為田祖，給事於公，與少卿

故于一月朔立歲星於東西南北四面，謂之歲星四門。

并而布心多措意向以於清季之世于著述立法不無  
裨益亦可謂是尤幸也

本朝詩歸之景祖水二

卷之四十一

愚者也而被明大知均冷嘲热讽于一句

百宋朝与宋代之传本草上医书，收在附录而作于卷末。

皆為兒竹，毫無竹有子者。故名吾此竹曰「兒竹」。

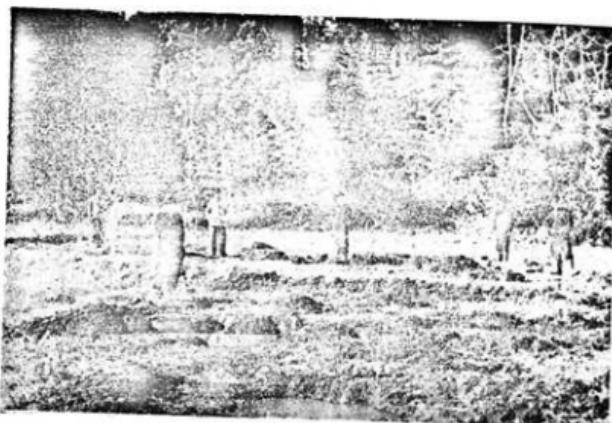
作死死去者不遺神明事相傳宗旨于向來

—  
—

第八圖 止法眼散



第九圖 花崗遺址（一）  
(北から望んだ全景)



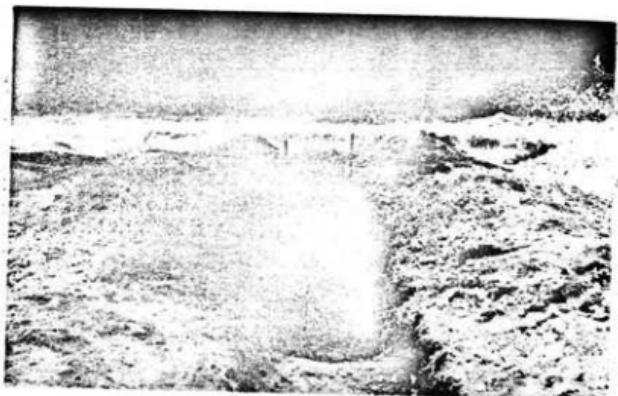
第十圖 花館遺址（二）

北部の袖、生徒の立てるところは袖のぐり石、佐伯の立てるところはP1の  
ぐり石、即ち袖より東に向つて14尺の地点。

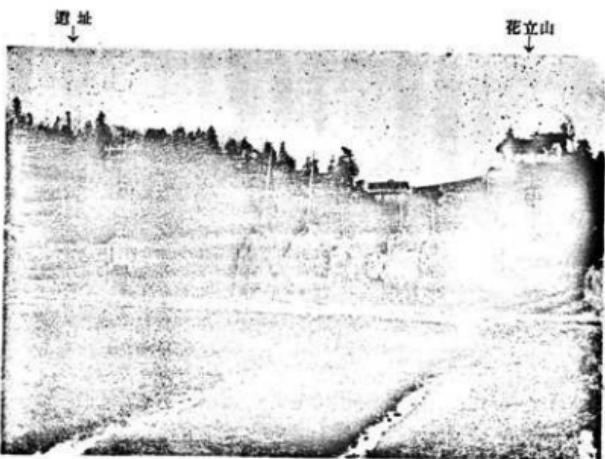


第十一圖 花館遺址（三）

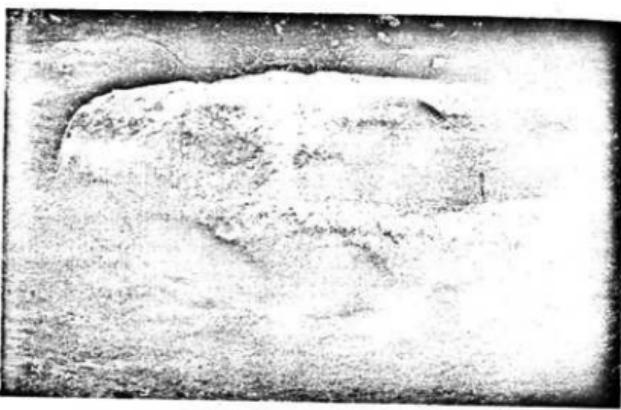
前より南の袖を望む、生徒二名立てるところ隕石あり。



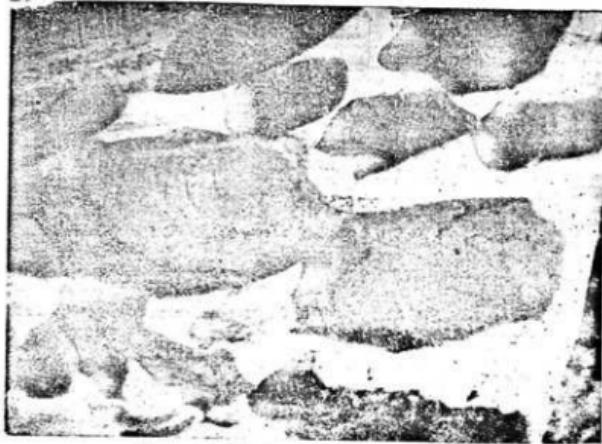
第十二圖 花館遺址(四)  
中央部S-Sのトレンチ二本の棒の立てゐるところは削割の始まつてゐる地点



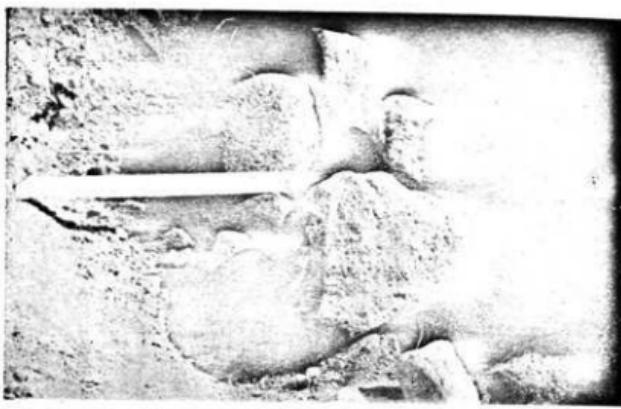
第十三圖 花館遺址(五)  
三十三間堂の礎石生徒の立てゐるところに礎石あり。向つて右背後花立山  
その麓に今黒野神社あつた由向つて左の丘は花館遺址のあるところ。



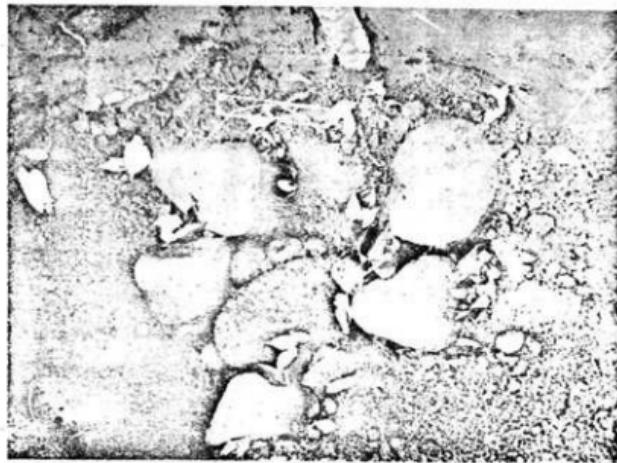
第十四圖 花館遺址（六）  
鐵石、本堂前列K地點



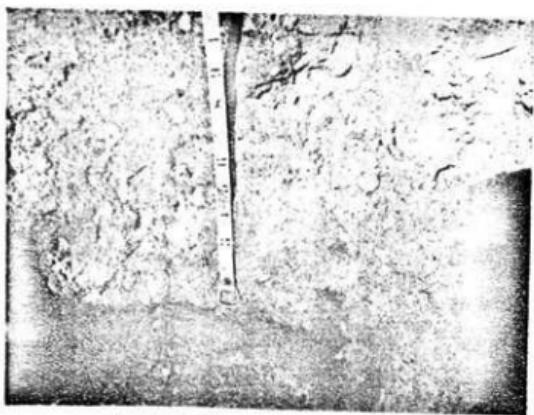
第十五圖 花館遺址（七）  
出土瓦



第十六圖 花館遺址(八)  
南の袖後列 南端のぐり石



第十七圖 花館遺址(九)  
南の袖のぐり石



第十八圖 花館遺址（十）

東南部K地點粘土層下



第十九圖 花館遺址（十一）

東南部燒土

目 次

玉山十一面觀音 田中喜多美一

長福寺藥師立像 吉川保正二

西方寺毘沙門堂 佐伯敬紀三

正法眼藏 太田孝太郎四

衣川長者ヶ原廢寺址 田中喜多美五

平泉花館遺址 佐伯敬紀六

圖版目次

- 第一圖 玉山觀音本尊  
第二圖 玉山觀音本尊  
第三圖 玉山觀音像  
第四圖 玉山觀音像  
第五圖 玉山觀音像  
第六圖 玉山觀音像  
第七圖 藥師如來像  
第八圖 正法眼藏像  
第九圖 花館遺址  
第十圖 花館遺址  
  
(二) (一)

- 第十一圖 花館遺址  
第十二圖 花館遺址  
第十三圖 花館遺址  
第十四圖 花館遺址  
第十五圖 花館遺址  
第十六圖 花館遺址  
第十七圖 花館遺址  
第十八圖 花館遺址  
第十九圖 花館遺址  
  
(二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (一) (二)

## 岩手郡玉山十一面觀音

田中喜多美

所在地 岩手郡玉山村字城内東樂寺内 調査對照 佛像十四軀の内七軀

昭和二十五年七月三日國立博物館調査課文部技官小林剛、金子良選、米田太三郎、新田洋子等、  
六月二下(都)佛像彫刻の専門家を迎えて、玉山東樂寺に現存する十一面觀音像外數軀の佛像調査を行つた。

自分と吉川委員は、案内のためこれと同行し、小林技官一行の調査を援助したのであるが、小林技官の詳細なる報告は何かの機会にあることゝ思うので、こゝには、自分の見解を報告することゝする。

玉山村字館と稱するところに、村社姫神様神社があり、神社台帳には祭神を須勢理姫命としてあるが、實際は十一面觀音像を中心とした佛堂で、後述の様に、觀音堂舎をもつて社殿に充當して來たものと考えられる。從つて神社の殿内には、多數の佛像は保存されて來ていた。自分は大正十五年調査した際は、社殿も頗る荒れて、この貴重な稀有の佛像の保存が、憂慮さるゝ状態にあつた。

## 二

其後、東樂寺住職平井龍山師は、この保存情況を痛く慨嘆し、村の人と協力して、東樂寺内に遷座、保存することとなつて現在に至つている。

本佛像に關しては、故菅野義之助の「玉山觀音に就いて」<sup>(1)</sup>、「台手日報」昭和二年十月四日付第三回、拙稿「玉山村十一面觀音  
鑑考」、「菅手日報」昭和二年等がある。



本尊十一面觀音像

一　十一面觀音

本尊十一面觀音像は、頭部十面及び寶冠に欠損があり、左腕を欠き、右腕の手首以下がなく、足部

以下を欠いているが、現存部に於て十一尺九寸(四メートル弱)の、稀なる巨像である。材質は柳かと思われ、一木彫成式であるが、胴を裏から削り彫にしたものである。頭部より頸上まで約二尺九寸、肩より下九尺余となる。脛部より裾にかけて、一枚の材を直様に釘付し、全體の重量の軽減をはかつている。釋迦は、永い間の腐蝕によつて、痛んでいるが、當初の佛を偲ぶことが出来る。

溫容円満の相、幅のある肩、厚味豊かな立ち姿、尊容坐姿から受けける様相は、藤原上期を下らざる彫像と考えられる。頭部足部を失わずに、法具全般を備えて臺座にあつた往時の威容を想像すると、その當初の堂屋が、後世に見る如き小堂でなく、より以上の規模を有して、これ等佛像を安置してあつた事が知られる。この佛像のものと思われる足部の殘欠もあるが、腐蝕は甚しい。頭部及臺座を計算に入れその法量を推測すれば、丈六の立像として威容あつたことが知られる。縣内に於て、この玉山觀音と對比されるべきものは和賀郡成島の國寶佛、毘沙門天像であらう。佛像彫成の際の、緻細なる點の痕は、腐蝕磨滅して、精緻の鋭角は、既に丸味に近いものになつてゐる。今尙重量數十貫と稱せらるるこの大像は、幾度かの移動あつた事をも考慮に入れて見る必要があらう。

## 二 仁 王 像

仁王像は、腐蝕最も甚しく、足部以下を欠いている。殘存部七尺三寸(二メートル余)あり、對二体である。

共に、一木彫成であるが、漸くに王と識別される程度に過ぎない。仁王像が特に腐蝕の甚しいのは、山門等にあつて水い間の雨露に晒されたためである。

### 三 十一面觀音像

佛身約六尺、肩上一尺二寸五分、頭髪冠の十面佛脱落、各手首以下欠損、左腕の肘以下を欠損している。

頭部の腐蝕は、可也目立つが、均整のとれた、ひきしまつた顔は、そのかみの端底な觀音慈悲の相貌をよくあらわしている。面容表面の、目・鼻・口の精細な彫りや刻みの、跡の痕は辿られないが、この種佛像彫刻の最盛期の型を踏襲しているものと言えよう。

肩幅も左右釣り合いがとれて、前後の厚みと姿勢に不自然さなく、がつちりした感じである。胴に對する腕の位置の配合も、佛像形相として成功している。

本軀に對する衣紋の表現に於ても、型を追うてよく整うており、襷裝も十分に表現されている。襷裝の刻みは深くないが、線の扱い方が自然であつて、その点でも無難である。

全軀の姿勢は均整がとれ、胸部腹部に對する腰部以下の線は、極めて美しく、足との配合に於て立體的に安定感が強く、この像を前後から眺めて、この一群の影像中、本像に亞ぐ秀逸の佛像と見るこ

とが出来ようと思ふ。

#### 四 観音像

この佛は、足部欠損、右腕は肢以下を欠損、左腕は肘以下を欠損している。肩が丸味豊かであり、全軸の調子は第三の佛像に近く、胴及び腰部以下の姿態は極めて流暢である。第三の佛像と同じく一木彫成で、空胴式ではない。衣紋・褶襞も線が自然であるが、表面は腐蝕して、明細でない点もある。この堂内の勝れた彫像で、現存部分で佛身五尺七寸余、肩以上一尺一寸である。

#### 五 観音像

この像は、兩腕と足部を欠損している。佛身五尺七寸余、肩以上は一尺三寸である。頭部は割合よく原形を保存しているが、腐蝕が強い。一木彫成で、頭部の揚髪も、櫛目が窺われるかと思われる程である。

#### 六 十一面觀音像

この觀音像のみは頭部の十面佛を備えている。左右兩腕は何れも手首以下を欠損している。足部以

下も欠けてない。佛身五尺五寸、肩上一尺五寸である。面は丸型で、肩幅もいかつく、姿態全般の感じは、すんぐりして、豐肉型である。形成の時代は上述の佛像に比し差異あるものと推考され、衣紋・髪裝も、様式化の痕が見られるが、一本成である。

### 七 考 察

この外七林の諸佛像が見られ、合計十四軒を算えることが出来る。丈六の佛像以外は、三・四・五・六は何れも本尊につぐ古い様式の彫像と考えられるが、本尊と同時に作られたか否かは、遠に断定し難く、幾分時代の差異があつたものであらう。又佛像に塗料を用いてあつたかどうかは、現存佛像からは判定し得ない。

その製作時代は、小林技官は藤原上期平安後期を下さるものとの發表であつて、妥當な見解と見られる。自分も又、北上地方現存佛像の系列から見て、郷土史蹟の上からして、藤原上期に遡り得る古佛彫であり、貴重優秀な彫像であると思考するものである。

### 八 佛像傳來考

盛岡仁王の地に、斯かる古い形式の佛像はどうして出來し、如何にして保存されて來たか、一應の

推論を試みてみる。

縣内には、藤原前期を下らざるものとして、江刺郡黒石村薬師堂本尊外五尊、同郡藤里村毘沙門堂本尊外三尊、和賀郡黒澤尻町立花毘沙門堂本尊、同郡土澤町北成島毘沙門堂本尊外一尊がある。物語小林明説収取。黒石には、仁王十一面觀音外三尊の佛像も又この時代と推定される。同上。

今日残存する古様式佛像は、殆んど北上流域に残存している。大和政權による北上地方の開拓は、奈良末期より平安初期に行われたが、貞觀年中唐澤鎮守府は、陸奥國府と同一の佛典行事を行つてゐるに見て、國分寺系佛教の、北上地方進出を示すものである。

また安部氏一族は、奥六郡を基盤として、一百年榮えたが康平五年滅亡した。文治五年(一一八九)鎌倉の賴朝は岩手郡まで進出した際、その途中、紫波郡高水寺觀音の事を指令している。高水寺は稱徳天皇勅願の寺と稱し、一丈の觀音はその勅令の作であると上申している。少くとも平泉藤原氏時代には、盛岡南部に、稱徳天皇(御靈景雲二年(西暦七七八))と同す。の勅願寺と稱する寺と觀音像があつた。

現在玉山に現存する佛像は、その形法、様式等から見て、藤原上期を下らざるものであり、鎌倉期には盛岡仁王に在つたことが推定される。

これ等北上中流地方に残存する諸佛像は、弘仁風の香の漂う古様を有している。何れも一本彫成式であり、桿材が多い。

北上地方が大和政権下に統一され、國分寺文化の浸透を見たのは平安時代前期（弘仁時代）であつた。而も貞觀年時代（西暦八五九）に亘る三種堂建立の風が起り、地方に於ても官寺以外に、寺院佛堂の建立を促すこととなり、天台佛教の如きは慈覺太師により、關東・東北に佛教の弘通を見たと傳承される。江刺郡黒石穂師佛胎内に、貞觀四年十二月の墨書を見るのも、蓋し遺然でないと考えられる。

### 九 仁王地名の縁原

盛岡市仁王の地名は、この地の十一面觀音に附隨した仁王門或は仁王堂に因んで發生した名稱であるとされている。「盛岡砂子」に盛岡記事に云「此丁に今の玉山村十一面觀音堂及其仁王門とも有」と、此仁王の昔より有し故地名となりしなるべし、國統年譜に云「正保二年二月仁王町に仁王堂爲建立、川又村西副院勧造」と見える。仁王郷の地名は建武元年（西暦一三三四）既に見え、その古いことが知られる。

後藤佐渡三郎太郎基泰  
岩手郡二王郷三分二事 □御下文之旨、可沙汰附由、彼仰 □左衛門六郎清時之處、稱本主支 □不打渡之、結局下向津輕之間 □延引也云云。  
不帶○旨國宣者 不可許 □使節及通引者、可有其咎者、國宣執達如件。  
建武元年九月廿七日

新田孫五郎殿

大藏権少輔□□  
(寛河大石寺文書)

天正十八年(一五九〇)岩手郡は南部領に確定してからは、寛永年中(一六二四—一六四三)の檢地帳に仁王村があり、正保の盛岡古國以來、仁王村は常に見えていた地名である。寛永より遡ること三〇〇年前には、既に仁王郷の地名を以つて稱せられる程、仁王の名が知られている。

十一面觀音に附隨した仁王堂なり仁王門であつたとすれば、觀音堂が主體で、仁王は附屬たるべきであるが、何故か仁王が地名となつていて、

正保二年二月、川又村西福院の勧進で、仁王町に仁王堂建立とあるのは、勿論修復と知られる。西福院は岩手年中行事で、上田村川又の修驗で、末院六十八人を支配していた勢力者である。仁王觀音の地が侍屋敷となつた場合、西福院は自己の管理する玉山の地に遷座したものであらう。仁王像を安置する仁王門或は仁王堂は、この地方で特に注意された所以から仁王の地名となつたものと知られる。

### 一〇 仁王觀音の玉山移轉

南部信直(西原一五四六—五九九)は、領内十ヶ郡の統治及び居城構築のため、岩手郡仁王村の不來方城を中心にして、

大土木工事を起した。文祿元年秀吉により築城を許され、慶長四年春には完成したが、城下街の整理、通路の整備は其後も續行された。

大巻喜六盛岡藩士の「封内郷村志」（嘉慶甲申玉山村の條）に「十一面觀音三四四元在仁王町、重直公奉于此地移之、寛文八年重信公御修補、仁王同被移云。古作也。別堂玉山清雲院」とある。南部重直は寛永九年西より、寛文四年西まで西の藩主であるから、仁王觀音の玉山移轉は、重直の正保二年西以降寛文四年迄の間と知られる。

寛文八年西重信が修補したのは、玉山移轉後の堂宇の修補と見られ、仁王村にあつて正保二年に修築されてから二十四年目であつたから、正保二年の修築あつて間もなく移轉されたものであらう。玉山移轉の際は、草葺屋根が當然葺替えられたとすれば、草葺屋根は約二十年を限度としているから、信重は先君の移轉した堂宇の屋根替を、寛文八年に行つた事が考えられる。

重直は、正保三年の秋、始めて時鐘を鑄造して、城下街の用とすると共に、大鼓堂を廢止し、慶安四年には岩手町を材木町と改め、屋根葺町を岩手町と改め、明暦三年には始めて並木を植栽せしめる等、城下街の整理整備に留意していることが窺われる。「盛岡砂子」に仁王觀音移轉の理由として、「或書に云、重直公の時、此丁を侍屋敷に可被成とて、觀音及仁王ともに玉山村に遷座也とぞ」として、藩士住宅設定、市街地整備の必要から、觀音堂舍や、諸佛像を移轉したことが知られる。

即ち仁王觀音堂は、盛岡城築城に伴う城下町經營の上から、整理移轉の止むなきに至つたことが知られ、正保二年仁玉村に於て修覆後間もなく移轉されたものであらう。

### 一一 佛像損傷の考

仁玉村に在つて、正保二年に修理を加えられたものは、玉山村に移轉して寛文八年に修理された。草葺修理の生命を二十年とし、二十年毎葺替修復として、假りに玉山移轉を慶安二年と起算すれば、元祿二年(第三)寶永六年(第四)享保十四年(第五)寛延二年(第六)明和六年(第七)寛政元年(第八)文化六年(第九)文政十二年(第十)嘉永二年(第十一)明治二年(第十二)明治二十二年(第十三)明治四十二年(第十四)昭和四年(第十五)となり、これが順調に二十年毎に屋根替をした場合であるが、この間元政・寶歴・天明・天保の大凶作があり、明治二年にも大凶作であった。従つて餓死者の頻發せる様な場合は、社堂が破損し、佛像の腐朽を知りつゝも、修復出来なかつた事も想像される。

「封内郷村志」に見ると玉山村は民戸百十戸とあり、玉山觀音堂の修復は、主として城内部落數戸の負擔であつた。従つて修復負擔の過重から、堂宇の不修理、佛像の損傷腐朽を増大せしめたことが想像される。

## 一一一 神佛分離以後

一一一

明治の革新に當り、神道昂揚の思想から、廢佛毀釋となり、神佛分離の運動は活潑に行われた。その際、社堂等に在つた、佛像・佛具の如き佛教關係のものは、悉く分離されることになり、玉山規音堂も姫神嶽神社に制定を見るに至つた。その際從來より、堂内に收藏されて來た諸佛像も亦分離されることになり、堂外に移されたという。村民の話によると、堂外に佛像を引出し、軒下に材木積みとして永年放置して置いたと稱し、諸佛像の腐蝕の激化はその際の雨雪によるものと稱するのである。この話は何の程度信じてよいか、判断に苦しむが、神佛混濁、分離の强行されたことは事實である。明治元年三月神祇官より布達された神佛分離の布令に左の一條がある。

### 一 佛像ヲ以テ神體ト致シ候神社ハ以來相改可申事

附リ、本地ナドト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ懸ケ、或ハ鶴口梵鏡佛具等ノ類、差置候分ハ、早々取除可申事。

其後玉山村は盛岡藩（明治二年七月雷發された十三萬石）に屬した際、玉山村觀音は、盛岡藩の神祇檢閱官江刺大尉（通譯名）によって明治三年六月檢分されている。従つて、觀音像以下の佛像その他の佛具等は當然整理されることになつたものと考えられる。

前述盛岡藩は、明治三年八月盛岡縣となり遅く廢藩置縣の斷行となつたが、縣は明治四年七月の  
郷社定則に基き、同年十月二十三日附、管内三十九區に、毎區一村毎村社を指定し、その村社から一  
社を郷社と定めた。玉山村十一面觀音は、玉山村一村の崇敬を受けていた<sup>生産様</sup>一對のであり、姫神  
嶽權現として祀られて來ていたので、この村の村社は姫神嶽權現神社となり、神佛分離が施行されたので  
ある。

乍 恐奉願上候事

岩手郡第二區、玉山村不地割之内、字館ト申處ニ於而、十一面觀音村社御座候處、辛未年御布告  
柄ニ付、江刺和多理殿ヨリ御達ニテ、御廢止ニ相成候處、右地方姫神嶽權現神社遷拜所ニ被成下度、  
尤繪圖面相添差上候間、何卒御仁恤ヲ以、御許容被成下度、此段奉願上候以上。

明治七年甲戌十月二日

岩手郡玉山村 伍長 本山 泰蔵  
" " 竹澤 作右衛門  
" " 阿部 清次郎  
" " 米島 重次郎  
" " 野又 三九郎

伊藤三平

前文之通、相遠無御座候。此造詣以上。

明治七年十月二日

百姓代右京政太郎

副戸長川口万九郎

戸長太田長助

岩手縣令島惟精殿

前書願書之趣、御差文無之候ハマ、御音容相成候様、奉願上候以上。

明治七年十月廿四日

第二區祠官堀江眞清謹

岩手縣令島惟精殿

(岩手縣文書)

一村の鎮守として來た姫神様現並に十一面觀音は、明治四年十月以降は、村社姫神様神社となり、この時から獨立して祭神を須勢理姫命單獨のものとした事が考えられる。而して明治七年に至り、從

來の十一面觀音堂を以つて姫ヶ嶽神社遙拜所を出願したのは真相らしく、この出願は左の如く不許可になつた。

姫ヶ嶽神社遙拜所設立願之義

第二區玉山村十一面觀音廢跡江、姫ヶ嶽神社遙拜所取設度、別紙之通願出、右者更ニ取建設儀者御聞届難ニ相成ニ候。依而御指令案取調此段相伺候也。

御 指 令 案

書面遙拜所史ニ取設儀儀ハ、一般之成規ニ觸レ難ニ聞届ニ事。

(八年一月九日決裁官手稿文書)

斯くて神社は、姫ヶ嶽中央に設定を見た如く、明治九年に再び觀音堂所在地に、該神社を移轉することを出願し、内務省に進達になつて、明治十年認可になつてゐる。これは明治元年以來強化された來た國教的神祇道は、佛教徒の猛烈な反対に遭い、廢佛毀釋の思潮が反撃されたこと、神社の統制の枠は行政の面から幾分緩和された空氣をも反映したものであらう。

村社引移願

第二大區八小區玉山村、村社姫ヶ嶽神社之儀ハ、姫ヶ嶽中央ニ安置、村中一統信心仕居候、然ル所同社ノ儀ハ、山中遠隔之地ニテ、雪中ハ勿論、平常其參詣之者少數、且老幼之者、祭事ニ參詣

致兼不便之地故、不賑合二御座候間、同村地内廿一地割廿七番地宇館ト申所、三百廿坪官地ニ引  
移申度奉存候。左候八ノ賑事大印ニ賑合可申ト奉存候。依之前三百廿坪之儀、近傍農支之  
地ニ無御座候間、引移信心仕度奉存候。願之通御許容被成下一度、此段奉願上二候以上。

明治九年十一月

第二大區八小區玉山村氏子總代

野 又 三 九 郎	阿 部 清 次 郎	竹 澤 弘 兵 衛	本 山 森 藏
山 内 元 松	中 村 五 兵 衛	竹 澤 一 作右衛門	太 田 市 太 郎
熊 澤 千 光			中 山 忠 之 助
			春

右京政太郎

米島重次郎

同組總代川目万九郎

室野多藏

同同村森小十郎

第二大區二番拔所

同同周戶長玉山

工藏忠明

岩手縣令島惟精殿

陸中國岩手郡玉山村々社姫神嶽神社遷座之儀ニ付伺

陸中之國岩手郡玉山村地内字館

一反別壹反廿步

官有地

此地坪參百貳拾坪

但壹間六尺竿

右當縣管下陸中國岩手郡玉山村々社姫神嶽神社之儀ハ、姫ヶ嶽中央ニ安置シ、該村ヨリ距離凡貳

里餘ニテ、山路頗ル險峻雨雪之際ハ勿論、平常ト雖モ登山之困難不容易、自然蒙庶參拜ノ便ヲ失ヒ候ニ付、書面之攝所ヘ遷座致度段出願、取調候處、事實無餘儀、大第二付、實地及検査候處、別紙繪圖之通、社禁ニ天然ノ風致ヲ具ヘ且參拜之便モ大ニ宜敷、遷座至當之箇所ト認メ候間、昨年十一月中教部省ヘ相伺候處、氏子兼神官等連署之願書相添更ニ可ニ伺出旨、同十二月廿日付フ以御指令有之、願書取調中、本年一月該省被廢候ニ付、更ニ願書相添御省ヘ相伺候條、何分之御指揮有之度、尤該區神官ハ、即今欠員ニ付、願書ヘ連署無之候間、御開置被下度、右御許容之上ハ、官有地第一種神地ニ編入候様可然、依テ願書貳通、繪圖而臺架相添、此段相伺候也。

明治十年三月七日

縣令島惟精代理

岩手縣大書記官 國 部 紀 圖

内務卿大久保利通殿代理  
内務少輔 前 烏 審殿

書面之越聞居候事

但趾地處分之儀ハ更ニ可申出事

内務卿大久利保通代理

明治十年三月廿三日

内務少輔 前島 審醜

以上の如く、姫神嶽神社は、明治十年、山麓の字館の地に引下げられることになった。明治四年まで存在した十一面觀音の、字館の地に移轉されたことになっているが、これは元の十一面觀音堂えの移轉復歸である。

村民の傳うる佛像兩ざらしの話は、實は明治十年以降のことであろうか。明治七年の前掲願書によると、明治四年村社としての觀音は廢止になり、村社は二里上方の姫神嶽中央に移され、從來の境内三百二十年は官地編入となつたものと見える。官私區分は明治六年以降であるから、觀音堂は明治四年の十月村社になつたが、後資格を喪失し、境内地は官地に編入になつても、堂屋は其儘存置されてあつたものと推測される。それが明治十年に至つて、村社姫神嶽神社が、頂上から觀音堂の建物に移されたものと解される。但し祭神は神殿の中心に安置されるに至り、佛像は片側に押寄せられ、或は軒に積まれた事もあり得るであらう。佛像は、堂内に於て主客轉倒となり、後の須勢理姫命は本座に坐り、佛像は間借りの狀態となつたのは、蓋し明治十年以降であらう。自分は大正十年、該神社を觀察せる際も、村社姫神嶽神社であり乍ら社殿内は丈六の十一面觀音像を中心にして、その他の佛像を所

挾ままで置いてあつた。斯かる状態より推考せば、少くとも明治四年以降、観音堂は其儘の現位にあつたと知られるのである。自分は、神社を始めて見た際は、丈六佛像の足部は板敷の下に露出し、直々敷石に立つてゐる姿であり、觀音像の頭部は社殿の天井に突き當る形であつた。即ちこの一木彫り丈六立像の觀音像を入れるには、社殿は全く狭隘であつたのである。同時に玉山部落でいつて、佛像相應の堂宇の建立は出来難かつた事は頗難され、昭和に至つて東樂寺に特巡ぶに至つた事情を察知し得るのである。

## 註

- 一 自分は「岩手櫻花」彌留に於し大正十五年八月、同神社を訪れ、親しくこの御有の佛像を拜観するを得た。それについて翌年昭和二年十月十九日眞理四神にわたり「玉山十一面觀音像者」を「岩手日報」紙上に発表した。自分は論考を發表しよろとして、先ずある著刺表之助氏に書簡を呈上したところ、若野氏は笑顰としてその論考を岩手日報紙上に發表し、而して後に反書を與れた。若野氏の發表には平安末期か、おそらく鎌倉初期との意見を發表している、學問的に往々に至つたのは、この項である。
- 二 若野氏の如上の論考には平安末期か、おそらく鎌倉初期との意見を發表している、學問的に往々に至つたのは、
- 三 小林後官は昭和二十五年七月三日玉山觀音調査を終え、盛岡市小田島別館に於て教育委員会事務局社教課大林主事、吉川義昌その他新聞記者に對して、本文を發表し、本件十一面觀音は立像で一丈二尺木彫形刻としては大きなものであり、非常に優秀だ、唐原前期の特徴をよく見おしておる、地方のものとしては、スタイル、タクニクともに良い出来栄だと言つてゐる。(昭和二十五年七月五日岩手日報記事参照) なお小林氏はこの中の一枚は本尊よりも古いと發表され

# 長福寺薬師立像考

吉川保正

## 一 傳承のことなど

岩手縣九戸郡久慈町に、久峰山長福寺といふ曹洞の寺がある。此の寺は下閉伊郡津輕石村の瑞雲寺末として二百年程前ごとに創建されたものとのことである。茲にいふ薬師像の立像は(口繪寫眞圖示)現在此の寺に傳へられてあるが、現住の稻田泰演師の談によると、師の先住の代に明治の彌佛釋迦の行はれた際、鱗村の長内から移したものとのことである。此の寺には外にも半丈六位の一体の古く朽ちてゐる薬師座像と、是に附隨したと思はれる十二神將の幾体かがあつて、その時分共に移されたものであるらしいものがある。

私が最初此の寺を訪ねた時には、是等一派の古像は本堂の禮堂にあたる廊下の左側の、十王佛の祀られた厨子の棚の上に恰もその天上裏にあたる所に、安置するともなく納められてあつた。丁度稻田師の申された事を證するものゝように如何にも寄宿者の住居らしい風情のものであつた。

茲に此の薬師を何故に薬師立像とすることはつたかは、こんな理由で他の座像の薬師と區別する爲めでもあり、併せて大方の世の薬師には皆を薬師と稱へらるゝ名前があるが、此の薬師には特定の稱名がきかれないでの、所蔵寺名を冠して本題の薬師像名としたわけであつた。

然し此の長福寺では薬師節の祭日を行つて來ていて、丁度その同じ日に隣村の長内の薬師神社でも祭があり、村から寺へのお詣りの人で盛んとのことであつた。

骨つて此の薬師一譯の古像について、南部史談會誌（第十二號昭和九年十二月刊）で小田嶋穀郎氏が「先史時代より藤原末に至る文化流入の経路と普及状態」の中で書かれてある。それには「ミニ大きい座像で作も良いものであつた様であります。余りに傷んでいるのは惜しいものであります」と座像の薬師について書き、更に私のいふ薬師立像についても「この長福寺には別に立像の薬師もあつて」と軽く觸れてあるきりである。然し見も角その存在だけは知られた事だけは現はれるので、私の紹介は決して最初にはならないわけである。

でも此の長福寺薬師立像は、決して看過出来ないものがあるようと思はれる。即ち薬師佛の立像であるといふことは本縣に残された薬師の古佛像には稀らしいことで、天台寺に腐朽している薬師も、輕米の薬師も長福寺の別の薬師像と皆座像のもの許りで此の立像以外に接するものがない、それに素木になつて腐朽しかつたものゝ多い中に、是丈けは金箔こそは剥落してはいるが、布張りの下地の

黒漆塗りの見事な施工のものである。それは修理と云ふよりは改修とも考へられる後世の手が加へられたと見得る不可解疑問の点をもつて、時代の判定もその爲の附に落ちない迷路となつて仲々究明に興味深いものを持つ、縣下で注目に價すべき佛像と私は思つてゐる。

さきに長福寺の藥師一群の古像が長内村から移されたものとの事を記したが、此の寺には西光寺棟札七枚の書寫控への綴帳が同時に寺の手に移されてゐる。此の西光寺なる寺は、元藥師像のあつた長内村の廢寺名であるとの事で、藥師一群の古像は元此の寺のものとされている。小田嶋氏は、是等の藥師の由來について、長内村の小久慈から持つて來たものと云はれるが小久慈の何處に藥師堂があつたものか不明であると書いてあるもので、然し現在長内の本村地内に、杉叢の平垣に近い一席があつて、兩部鳥居のある藥師神社があり、此の邊が西光寺の趾とされているようである。前述の七枚の西光寺棟札の中から、最古の年号のものを左に抜き書きすると、先づ上部に藥師、弥陀、觀音を示す釋子があり參と書いて、その下段に四行に五字宛聖主天中夫、迦陵頻迦聲、哀愍衆生者、我善命敬禮、その右下方に大權那源之朝臣南部之内信濃信長、干時大同二歲、田村將軍建之、番匠小山内三郎左衛門、中央に奉造榮藥師堂西光寺一字、假治兵部敬白、左側に干時元龜二年辛未四月八日、小權那小山之内朝治郎

薬師立像寸法図（百尺）



圖の一

別當宮内郷とある。

此の棟札によると西光寺は薬師を主尊とする佛堂であつた事も知れ、此の佛像の關係のあり得る事も納得される、そして現在の薬師立像を見る時、添へられる舉身光後背の周邊火焔の雲形透彫りが様式的に西光寺造営の元龜年代に合致するものゝように思はれその際の修造のものかとも推定される。

## 二 佛像の容態について

薬師立像の現状について検討するに、便宜上左の部分に分けて夫々について解説を加へる事が都合がよい。

### 一 薬師佛身の部

#### (一) 頭 部

#### (二) 胸 部

此の部が古作で木体である。

### 二 薬師の手足並に台座及後背

是は悉く後補のものと思はれる。

検討の重要な主体は一の薬師佛身の部でその寸法等は略圖を添へて説明に換へるが、法身二尺七寸五分碑實郡八幡村光林寺の近年入手の鎌倉の聖德太子像よりは一寸だけ大きい像で、總体が布地張りで手堅く出来た倍押しの手法も相似のものである。

此の像の不可解な部分は頭部に多く、佛頭が總丈の六分の一で割合に大き目に感せられ、しかもな

で肩で、他の普通みる佛像よりは少し裾開きの風に見られるので、佛体の重心が下方に感せられて、すつしりと下に重みがかゝつて居りよく、浮き立つた姿勢の弥陀像と起きが異つてゐる。

最も特異な点は、上腿から下の脚部が、兩脚共によく肉体を表はして、衣紋をかくされることなしに表現されている。此の二様の感じはその重量感と衣紋の少ないすべてこさでまるで金剛佛的な感じを持つほどで、寫真によつても、大き過ぎる後袖の兩足も手傳つて一層その感を深くする。

頭部に就いて見ると、玉眼が入れられ、額及び耳は彫出されており、肉厚の部分のみは、主体の材質と異なる檜材で出来た型の低い肉厚で頑強を丸く削つた五分程の柄足でさし込んだもので手法から見ても明かに後補と思はれるものである。又後頭部の上位に四角の窓が明けられていて缺けてゐる。玉眼状入の瞼の割り方の格好がまづくて後袖の手際のまづさを語るようである。眉の稜線が眼先の位置で鼻根に合したまゝ、鋭い鼻梁をなして鼻尖に下り甚だ古調を帶びてはいるが側線は釋迦佛と一致すると言ひ度いところである。そうした事がすつきりとした聰明さの意匠の表情に見せ、あの美しい深大寺の銅像釋迦をふと思はせるだけのものがある。額の髪の生え際や、肉厚のもり上りの前に赤い星を植えたらしいあとが認められ鎌倉の宋風様式のものを見うける部分もあり且つは首部咽喉の三道の一番上縁のところで一寸六分許りの円筒の柄足で懸き首になつてゐる事など、切角藤原の作風かとも考へられるものを否定せざるを得なくなるものがあるが、後頭部の窓様の穴から割り明けられた首の内部

を見ると、頭部は胴体の空洞に削られた用刀に比して、手法が細かく木質も胴体のものとは同質でな  
さそうにも感ぜられると云つた頭部の状態である。(揮繪によつて説明)此の像には左手を失つてい、  
残る右手も足と同様後補と思はれるものであり、その後補部分はまとめて後記する事にする。

さて薬師佛身の胸部について言へば、まづ咽喉の三道の最下のくゝりが巾廣く、胸郭の上縁に垂れ  
るよう大きくなり、弘仁や藤原上縁、鎌倉には作例の乏しい様式と思ふが藤原中期以後には稀に見るも  
のと思ふ首頭部のものである。衣紋は連波紋といったところで、寫實の衣紋に成功した鎌倉様式でな  
いと思ふ。鉛筆状に兩袖の縁が前方から見られるのは、既に弘仁佛にはあるようだから踏襲様式によ  
るとしか考へられない。此の像は前から見えるところの衣紋などかなり丁寧に出来ているが、側面か  
ら後方に及ぶと段々省略されている事が知られる。然し塗りの技法も親切で、兩脚が衣をすかして  
表現された著しい特異さなど、相當の魅力をもつ彫像としてのよさを感じると思ふ。只兩袖の縁の彫  
線が硬直しているのは造佛の商品化といつた省略主義を感じて遺憾極まるものがある。

此の像の私心を捕へたのは、前言のように比較的量感を覚えるのと、兩脚が裸像的に衣を透し  
て表現されていることである。衣のつけ方や衣紋の扱ひ方が美しいとか、珍らしいとかではなく、既  
に此の系類の形式は天平あたりからの遺作のあることは知る通りである。唐招提寺如來形立像などギ  
リシヤ彫刻を思はせる質にすばらしいものであるが、此の式の衣褶で上腿が透けて見へる風のもの

は、數々あり、然かも釋迦像にも地蔵像にもあり、弘仁藤原とすつと連系をもつことが知れる。即ち  
寶生寺の釋迦如來像、橘寺の日蓮像、元興寺の藥師像、それから下つては法界寺の藥師像、それから  
昔本縣和賀地方から移されたものと言はれている（南部史談會誌、小田嶋碌郎氏記事）秋田縣横手藥  
師堂の藥師の藤末像と思はれるものや、唐招提寺西方院弥陀像などと弘仁藤原鎌倉と次ぎ次ぎにあ  
り、此の像もその流系に達なる一つである聖賢の像である。

一体、體體の肉付きが、衣の上からうかがわれる作風の佛像では、情涼寺の釋迦像が有名で宋國波  
來三國傳來の佛像として、その印度様の着衣が幾つていて知られている。中印度佛教復興期のものと  
言はれるマトラ發見の佛立像の影像や、大澗石佛第十九洞西壁立佛像や、朝鮮柏葉寺藥師銅像やいか  
にも考へると肉もりの衣の下から透せられる佛像の遠いつながりを思ひ及ぶものがある。

然し藥師立像は、おそらく印度との縁のなくなった遙か後世のもので、その上腿の肉もりは、弘仁  
期には翻波の衣紋にかくされ勝ちであつたり、應原時代には渡波がやさしく膝に流れてその体體の立  
体性は忘れられ勝ちと思はれるのに、此の像の作者はどうしてか兩脚部の表示が、強い肉体感によつ  
て整を振つたとしか思はれない。上腿から脛、それから足に及ぶ脚部が張り切つた表現であら、その  
上面を衣褶が弱く踏襲の型態を簡素に表すだけであることが作者の大きい歡喜ではなからうか。  
それから此の像は、衣の裾を思ひきり後方にいざらすことによつて脛が浮き出る一因ではあるが、

その兩側が縦の皺で美しい階調をもつ乍ら開いて全く此の像の見ごこである。

大方の佛像の據は、像の側面から見た場合上方から段々据の下端に扁平にまとめられるのが普通であるが、此の作者のように風に吹かれたように後方に巾をもつ作風はあまり他には見られぬではなかろうか。此の例に近いのはあの有名な本縣天台寺の聖觀音像の膝から下部が近似性をもつている。前からも横からもそうした感じである。(插圖二の左上圖示)

藥師立像の特徴は大体かような次第である、造像様式は首が纏がれてはあるが、胴体は一本的で、肩にも矧ざがなく、袖も纏がれておらず、兩手だけ手首で纏してある。背面は肩から二尺ほど上方迄上端で二寸七分据の下端で四寸の中で深さ三寸位に削られていて(插圖圖の二の右方)寄木以前の作風である。補足された兩足の挿し込み具合からして、その修理の際に此の削りの下方に手を加へたよう推測もされるが、頭部や此の像の下端やと度々改作補修のあつたものゝように疑はれる点がある。

### 三 様式の特徴と他像との比較

此の類似様式の佛像は各代各種の佛像に數々ある事は前言したが、その中で此の藥師立像の様式批判の上に重要なものを弘仁、藤原、鎌倉の三期のものから一體宛摘出して比べて見る事にする。

圖の二

三〇

立像裏面三圖

後襟の肉髪

足柄の太棒から腰の  
ら皮を重ねて表す  
り穴延長する

割り穴

後頭部の窓穴

長髪キヌ師

鎧唐衣方院跡院

燕尾  
褐タガ師

紺仁  
元無名画師



以上の四体の同類佛の特徴は大体の了解が出来ると思ふが、是等の像との對照に於て藥師立像はどうかと言へば、作風の總体の感じは非常に簡潔である。それに前述したように肉体的表示が強い部分があるので硬直感を生じて木彫と言ふよりは金剛佛的に感する。腹部や脚と肉体の説明に落ちたせいか、表面の表現が極めて軽く取り扱はれている。或は此の理由は小像の爲めと、製作が密教時代の強く劇しい信仰中での造像こととなり、佛師が商賣的に佛像工として勤いた時代のものである事を語る

ものであろうか。衣襟の下版の股の位置が下位であるためか、胸部が割合に長く目に見え、弘仁のものゝように胸つまりに見えない。それに上腹の張りが強くて、力の中心がそこそここもる像の振りよさを覺える。顔や乳房の具合や、脚が割りに短く出来ているのは、或は外觀の未熟な少年の體を企頭にしての製作ではなからうかと/or想像されるものがある。

#### 四 結 話

私は種々推定を下したり、感じを述べて見たが、捕縛された首部は後補のものであると断言したい程に、胴体部はより古作的要素がある像である。だが胸首一体に同時作像として考へると、頭部の内掛、玉眼、手足は明かに後補と確言が出来、台座光背も同様である。

然らば後補以外の佛体は何時頃造られたものであろうか。それは前項の比較等に於てはどうしても鎌倉中期を下つては考へられないと思つてゐる。今の處鎌倉中期を下らぬ薬師立像は縣下唯此の一体をむいては他に求め得ない点だけでも甚だ貴重な遺品とすべきである。

私は何故に斯様な作風の佛像が彫造されたか、その理由を穿鑿して見たいと思ふ。それには二つの原因と言つたものを私は考へる。その一つには、特別な考へで作られた擬古的な作爲の佛像であると言ふこと、も一つは春日佛師と當時言はれた人達との系統を別にした、所謂地方佛師と言はれるよう

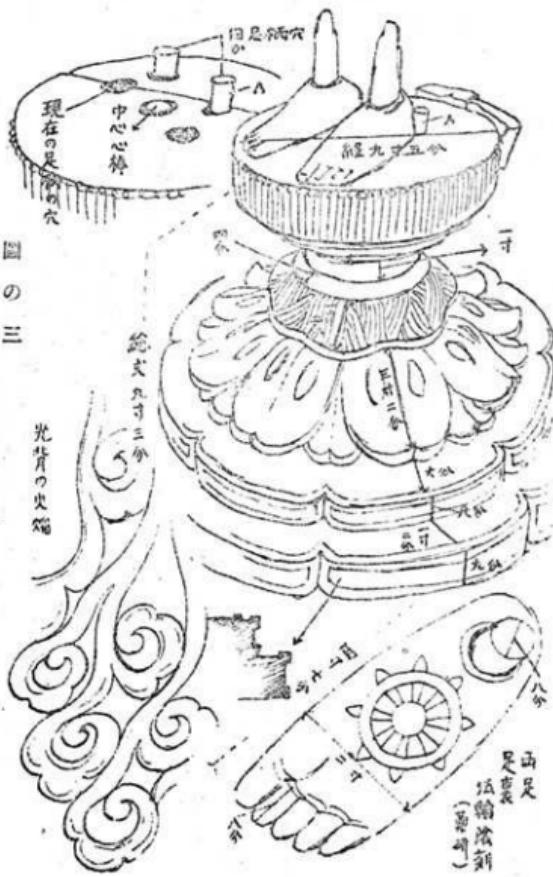
な、當時の代表時流に遠ざかっていて、古い傳統株守の人が、僅かに鎌倉佛師との影響によつて、宗風に觸れた作だと見たい。額の髪の生際や頭頂に宋氣分が現はれるだけが新味で、他面には素てかねた古作へのあくがれが隨所に感せられてならないものがある。自由な創作表現のゆるされ難い造像のことではあるが、此の像には何か、造型面での藝術的表現著が番り高く人にせまるものがあるではないか。

飛躍を過ぎた考へにはなるが、私は縣南の地老松村に、千葉氏の裔が崇敬する藤原助かの十一面觀音のことを知つてゐる。此の像は、昔鎌倉の御家人であつた千葉氏が、此の地方に来て、應永の頃になつて、その故地千葉から運び移したものだとい傳へられているものである。斯うした例に見ると、此の奥州に所領を得た、數多くの鎌倉御家人達が、宗家信仰の神佛加護のもとに、一族即ちと共に開拓し、さては定住の第二の故郷と迄はなつたのだが、故地との結縁の薄らぐにつけ、故地に祀られた神佛を移して朝夕眉間に禮拜の叶ふようにし、新地の安住を深めることは、考へ得らることである。

然し私は、そうした凡例の多くを知らないけれども、此の佛師立像もその例の一つに數へて見度いと思ふ。思へば佛師立像の現存地久慈の地は、遠い昔鎌倉御家人の所領の箇所と考へられるし、現在の久慈の地名は、關東の久慈には何等かの關係はなかろうか。一ヶの物から歴史を調査出来るとすれば、此の佛師立像の年代考證にからんで、歴史の資料としての役目の斯うした佛像に重く興へられる

のではないであらうか等、残々推測をほしいまゝにすることは決して徒勞の曲事とされ得ぬではないかと蛇足の私觀を加へてこの長編寺藥師立像考を終へる事とする。

三四



圖の三

光背の火端

## 修補部に就いて

## 一 手並に兩足 二 台座並に光背

一 手並に兩足 捕修の手は右手しかない、別段手については特別云ふべき事もないが、足と同様修補で後のものと認められる。

足は兩足ともに足裏に法輪が葉研に陰刻され捕繪圖三に示した寸法で大きい出来合いである。踵の邊に穴を通して經八分位の捺を抜き通して足柄とし、下端は台座の受け穴に挿し込み、上端は佛体の底部に明けた穴にやはり挿し込んで佛体とつないだもので、捕繪圖の二に見るように佛像背面の窍り穴の下方に抜き出て、見えている。

こんな不器用なやり方で見ると、おそらく本格の佛師の手による修理でなかつたと思はれる。

台座は大佛座と云はれるもの、七重座に作られている。一枚葺の筋入れ蓮瓣を、葺き重ねたもので總体の型は、決して悪いものではない。蓮座の上には、丸捺の徑七八分のものが中心にさし抜かれて上面に表はれ、前回に使用した足柄の穴と思はれる穴が、現在のものの穴の後方に二ヶ所にある。それで推測すると、現在の物体の位置姿勢が變つてゐる事がわかる。かかる点や型の棄て難いよさからみると、此の台座は、佛像と同時代の台座が修理の時迄はあつたのであるが、腐朽破

損が甚だしいと云つた理由で下手な大工の手と云つたもので前型に大体をのつとて模作されおき  
捨へられた想像もされる。

光背は舉身光のもので、經七寸三分の頭光と、巾七寸八分、丈三尺の身光と、雲焰の破片數個と共に残されてある。是も台座と同時着手と思はれ、素直ないや味の少ない型態である。雲焰には義輪が線刻されている点やその曲線、内卷し等、藥師堂一字建立の元龜年代の様式手法を思ひ合はせる  
と、是等の修造も此の建立の頃にされたものではなかろうか。

# 西方寺毘沙門堂

佐伯敬紀

調査對象岩手縣二戸郡鳥海村字西方寺毘沙門堂

毘沙門堂は縦起によれば、福壽山西方寺（西法寺）に屬する堂房で、大同二年田村麻呂將軍の建立されるところとあり、寺は元來毘沙門堂の北方、現在畠地になつてゐるところに在つたものである。天正十九年三月、九戸政實の變亂の際、九戸方は一戸城を攻落し上方勢を防がんとして一戸に押寄せた。城主南部主馬は堅く守つたが、三戸本城との連絡も容易でなく亂軍の中に戦死した。その際に九戸方は西方寺の堂守を殺し、堂内の本尊薬陀三尊を脇とし、毘沙門天を本尊として九戸の祈願所としたとの記事がある。（實相寺記録）そして豊臣勢の來撃合戦によつて西方寺は廢滅したらしく、のみならず毘沙門堂も打破つてその資材を以つて馬淵川に架橋して福岡城に攻め込んだと云う。その爲、毘沙門堂は大破し寶物記録類も多く紛失した由がみえ（毘沙門堂延享二年記録寫）現在の堂は寛文三年の再建である。

## 佛像

中央毘沙門天、左(向つて右)阿彌陀佛、右(向つて左)地藏菩薩で、三體共、厨子内に在り、厨子外、向つて左に廣目天あり。

## 毘沙門天像。木像

鑑査狀(明治廿九年)のあるもので、その時の調査によれば、丈五尺二寸五分となつて居り、私の計測では五尺一寸六分、肩巾一尺五寸でもつた。一本造、彩色の跡が残つて居り、甲の左側しころが折損し、右足は一部損失、頭面及腰座の中央部に破れ目が入つて居り、右手のはこは後補である。

技巧は頗る素朴で地方色を表はし、しころに特長があり而長である。藤原期末の作品と考えられる。

## 阿彌陀佛木像

地藏菩薩と共に登録狀(明治廿九年)があり、それによると立像、丈四尺一寸五分、重量拾貳貫四百五拾匁となつて居る。立像は座像の誤で私の計測では總高四尺、座高三尺五寸、膝の巾三尺三寸五分であつた。

藤原期の温容がしのばれるが、三體の中では補修最も甚だしく、頭部、右耳、両手、胸體と殆んど半ばに及んで興味を全くそいでゐる。

この阿彌陀佛には體内に左の墨書きがある。

從千年倒何年仁迄體像建立七月三日、仁諸人開現仕令見者也

奉造立彌陀三尊此之釋迦取學心  
別當政事御主願主敬白

□正四年六月十三日仁取立弘發沙門宵

元祿十四年七月三島此之時

とあつて又光背には、

元祿十四年

六月吉日

とあり、一二、私には解譯のつかぬところがあるが、これによつてみると補修は元祿十四年に行わ  
れ六月に完成し七月三日に供養が行はれ、諸人に開顯し、拜觀させたものと思はれる。四行目の「□  
正四年六月十三日仁取立云々」の「□正四年」のところは體内奥深く、狹くなつてゐるところであり、  
かつ、文字がうすれて判讀し難く、辛うじて□正四年と讀んだのであるが、どうもわからない。又、  
一行目の「從千年倒何年仁迄云々」のところも諒解に苦しむところで、大方の御示教を仰ぐ次第であ  
る。

兎に角、光背に元祿十四年六月吉日とある事より六月に完成した事はうなづかれる。

## 地蔵菩薩木像

登録表（明治廿九年）によれば、高さ一丈五尺一寸五分、重さ十六貫三百目となつてゐる。私の計測では像高五尺六分、肩巾一尺五寸、肩の厚み九寸五分で一本造りの立像である。右耳、右足及右手の杖が共に補修され、三歳の中では一番破損が少い。表紋の板方、特に袖口は波状をなしてゐるが、全般的にざつしりした重厚さがある。鎌倉期の作と考えられる。

## 廣目天木像

この像は厨子外に在つて總高六尺一寸五分の立像であるが、前三像に比べるとその作はずつと落着、時代も徳川期で恐らく寛文三年のこの堂の再建當時か、それ以後のものであらう。

以上佛像について記したが、毘沙門天なるが故に毘沙門天が中心になつてゐる事はうなづかれるが、阿彌陀佛及地藏菩薩は恐らく元西方寺に在つたものであらう、前記 實相寺記録によれば、西方寺の本尊は彌陀三尊となつてゐるので恐らくこの毘沙門天の阿彌陀佛がそれであらう。天正の九戸變亂以後、西方寺の廢滅の爲に残つた阿彌陀佛及地藏菩薩をここに移し、前記九戸氏新願の例にならつて脇佛としたものではなからうか。

また九戸氏が西方寺本尊彌陀を脇とし毘沙門天を本尊として九戸の新願所としたとの記事を見ると、當時九戸政實は要害堅固な福岡城に據るとは云え、僅々五千の手兵を以て當時天下を平定して、隆々たる豊臣秀吉に對抗する、然も來撃の諸將亦秀次、康長を始めとし淺野・浦生・伊達・南部等皆戦國百戦の驍將達である。騎虎の勢とは云ひながら、九戸方にとつては思はぬ大敵を向うに廻はし、空前の大事をひき起したわけである。従つて萬が一を夢み、凡ゆる策を用ひたのであらう。ここに於いて衆生濟度としての彌陀三尊よりも目前の危急を切り抜ける爲、戦の神様としての毘沙門天を本尊として敵を懼伏さすべく修法を爲し、以て戰勝を祈願した事もさること考へられ、その苦闘の狀が伺える。

全毘沙門堂には御堂の事、佛像、什器その他を記した延享元年の書上の寫がある。これは後年書寫したもので真物は紛失したものらしい。その前文には、

福岡守代官壹戸村之内

西方寺

神社書上之寫

覺（これは後年記入したもの）

下田十右衛門領別當治兵衛

一 麟壽山西方寺毘沙門堂

右御本尊毘沙門天

慈覺大師御作

立像御長五尺

空海御作トモ云傳

前立

右阿彌陀如來坐像御長四尺  
左地藏菩薩立像御長五尺

脇立

正觀世音菩薩御長三尺  
廣目天御長壹尺八寸位

外ニ小佛六體アリ

右佛體者體共ニ佛作ト申傳候得共誰様御作と不知（以下略）

とあつて延享頃には阿彌陀如來・地藏菩薩が前立になつてゐたものらしい、然し現在は脇立の聖觀世音・廣目天は共にない。

その他では寛延二年の繪馬が奉納されてゐるがその狀を参考の爲に次に記しておく。

以上により西方寺毘沙門堂の諸佛像等の調査状況を記し、以て報告す。この調査に當り毘沙門堂別當家、鳥海村長江前氏、一月中學校田村先生、廣金寺佐藤大講師、實相寺御住職諸氏の御援助を得た。記して以て御厚意を感謝す。

正法眼藏 永正九年鈔本

太田孝太郎

岩手縣江刺郡黒石村正法寺所藏

七十五卷三十冊のうち、第三・第四・第五の三冊、五卷より十三卷までうしなわれ、現存二十七冊、同寺第七世壽雲良椿が收藏の焼亡せるを悲み、山形龍門寺に至り、その所藏本を鈔寫せるもので、十五卷末尾の跋文に詳に記してある。

右當山開闢之時代、仁王九十八代光明院之御宇、貞和四年戊子四月五日也、洞谷第六世、當時聞山大和尚之俗壽三十四歲之御時也、爲洞谷四世總持、二代義山大和尚之上足、受旨下此地、草創當寺者也、仍號寺於正法給事、悉悲愍末代之兒孫故乎、愚考之、本朝五畿七道南北東西之四裔、八荒秋戎夷蠻皆僻地、而邪心多端也、何況於澆季之世乎、若以正法不馴之、則迷忘之衆生、受永劫日久安良元年也、釋迦涅槃三等沈淪矣、爰以本朝開闢之義祖永平大和尚渡宋之地、親入天童之室、傳五種之法財矣、後朝以來廿余年、於山城之國宇治縣觀音導利與靈寶林寺撰之者乎、殊今此北狄之地、猛惡強盛

而彰化、故開山大和尚治香樹社之時、手自記以正法眼藏一百余卷、與六代之碑表、賈九·洪谷·徐公  
拜山·五印·月藏政在斯地、而作山之大名也。如斯有證據、爲子孫之危鑑繪者乎、悲哉、歎哉、吾此宗門破滅事、一夕燒亡作死灰去矣、若不大慈願師承相續宗旨乎、自爾以來、愚徒參沒正法之光輝、何以照被後見之迷暗、愚寄任本原以來、六々時々、向莫嗣奉茲愆耳、不圖一日最上龍門主祖來臨當山、江談懶話之次、問正法眼藏之山來、答曰、法藏之堂上朴堂老宿者、予師也、往年峩山大和尚百年之大忌濟之尊師也。

此時沈金之秘錄之中、寫以歸寺、至今爲重寶云云、愚聞之不勝矜惜歡喜、聊義祖悲感後學事無疑者乎、於茲愚永正九年之秋、承門中之評議、登最上彼書再寫以欲爲末代重寶者也、伏希真悲真誠鑑、宗門再開春滿華頻長枝葉、法燈常得轉道價永宣揚哉、至禱、至願、敬白。

永正九年仲冬吉宿日。

正法眼藏中興住山比丘、書義叟良椿於續燈之疑室下書之。

當山開闢自貞和四年戊、至今歲永正九年百六十八年也、爲後人記之者也。

壽雲の手筆も見られるが、多く爲承・祖門・佑通・宗迪・秀範・文益・楓容子・瑞見等の筆寫にかかり、第六・第七・第十一・第十四のはが各冊末尾に壽雲自筆の左の謹語がある。

永正九年仲冬吉宿日。

正法眼藏中興、住山比丘壽雲叟民椿、於續燈之寢室下書。

正法眼藏は七十五巻本建長・二十八巻本弘安・六十巻本嘉慶・八十四巻本應永・九十五巻本元祿の五種あり。はじめて刊行されたのは、文化八年で、元祿甲三十五世版總見全の結集にかかるもので、穩達・俊量の二人により、寛政九年以來十五年の間に完成をみたもので、道元示寂後、實に五百五十三年に當る。

七十五巻本は、道元示寂四年の建長七年西紀一二世孤雲懷奘が、道元の手稿本により結集したものである。さらに乾元二年西紀一四に至り、永興經聚は、その師詮註の總書と懷奘本によつて抄本を作つた。經聚本・影聚本、また七十五帖とも云われるものである。

永平五世義雲が結集せる六十五巻本は、七十五巻本中の五十巻を拾せるものであり、大寶梵清の八十四巻本も、また、七十五巻本に九卷を追補せるものであり、ことに版總見全が最後に結集せる九十五巻本は、經聚の手添本と梵清の自筆本とを比較して勘定せしものと云われる。かくの如き重要な位置を占むる七十五巻本は龍門寺本も已にうしなわれ、鶴藤即應博士によれば、正法寺本は前後に傳本を見ざる唯一の孤本であるよしであるから、尤も貴重なる古鉄本と云わなければならぬ。

壽雲は正法寺第七世一百十五代一で、六世儀庵妙順を嗣ぎ、永正元年續燈に、四年正法に住し、同

十三年示寂した。跋文や誠請に續燈之寢室下あるは、寺内の末寺續燈院で、いま山内に費址をとめていることは、さきに同寺所藏の妙法蓮華經解題に記した通りである。

## 註

- 一 蔡山・月泉とあるが、袁山・慧觀とあるべき。書體のかまめやまろあらうと正法寺尼住持大慈圓の承示。
- 二 大正新修大藏經に改算せる釋迦・佛身刊の九十五卷本九例による。諸本につれての説明もまた凡例以外に出でない。
- 三 龍門寺本の由來は圓教通鑑の論證にある。
- 四 髪九寸、幅六寸四分五厘の大本で、幅は深に半寸二分、每字葉十二行。
- 五 重要美術調査報告第一輯、昭和二十五年教育委員會刊。

# 衣川長者ヶ原廢寺址

田中喜多美

所在地 膳澤郡衣川村下衣川長者ヶ原 調査物件 俗稱、吉次屋敷

長者ヶ原と稱するところに、俗稱吉次屋敷と呼ぶ屋敷址がある、三ヶ所に礎石が露出しており四十五個が地表で算えられる遺蹟がある。この遺蹟は方形に近い長方形で幅廣い畦畔が繞らされている。この長方形の畦畔は、元來は土壘の跡と考えられるが、この郭内の北寄りの中央に三十三個の礎石があり、これと並んでその西寄りに九個の礎石があり、南部の中央部に當る土壘下に三個の礎石は見られる。これをイロハの順序で呼び、以下考察と加えて見る。

## イの部の礎石

南北に六列に礎石は残つてゐる。西列から算えて、一列六個、二列五個で南方部に一個欠いてゐる。第三列は五個あつて南方から算えて第四番目が無い。第四列は第三列と同一である。第五列は六個、第六列も第五列と同一で六個ある。第三列第四列に南方から算えて四番礎石を欠くのは、当初か

らの配置で、仍ち佛堂本陣の跡ではなかつたかと考えられる。第二列の南方の一帯を加えると、三十四個の礎石は確實と知られるが、この建物に現在礎石の配列からして、南北六間、東西六間の方形のものであつたか、或は左右各一列を失つたものか、明確でない。前者だとすれば方形の建造物となり、後者とすれば東西七間、南北五間の建造物であつたことになるが、この方に其痕跡を窺うことは出来ない。

現在の六列三十三個の礎石の間隔を計測して見ると、大方十一尺宛の間取りとなるが、東西南北を、礎石の中心より計測として見ると、何れも五十五尺と計算された。但しこれ等の算定は今後正確な測量を俟つて訂正すべきで、確たるものでない。第一列の如きは北方よりの引用水路で、振淵に轉落せん斗りであり、此の他の配列上の礎石も、他に利用せんとして原位置を少しく動かした痕跡の見受けられるものもあつた。従つて左右兩列も水田耕作のため取去られたかの疑も起る。

礎石は地表上に露出している面で、經三尺内外のものが多く、第一列の如きは用水路の堀り上げた土で埋めているものもある。平泉毛越寺跡の礎石や、無量光院跡の礎石に對比される。この三十三個の礎石を圍んで、草生地となつており、この部分は土壇であつたかと想像される。

#### コの部の礎石

本堂塔址の第一列より西方五十三尺離て、此所にも一の塔址礎石が見られる。衣川村より報告に

なつた別紙附圖には、礎石數九個とあるが、自分が調査した際は十一個程度算えられた。従つてこの塔址の礎石數も、その實數は追つて訂正を要するものである。

この方は、更に發掘調査した上ならでは調取りも礎石の配置も知り難く、この方は配列から脱落して田の中に、はみ出ているもの、土中に埋めているもの等あるが、前述本堂址の礎石に對して、個々の石は小さく、間取りも近かつた如くである。この地域も草生地となつてゐるが、本堂址の四分一程度であるのは、當初より遙かに小規模の堂宇であつたと考えられる。周囲の水田より少しく高くなつてゐる點より見て、本堂と同じく土堤であつた疑は濃厚である。後方の面は略本堂の後面の線に等しい。

#### ハの部の礎石

以上の塔址を囲む土壘址の南方中央に、門址の礎石と推定される石は、難辨の段下に三個見られる。

表川村報告の附圖には二個を示圖しているが、確かに三個見られる筈である。

本堂址礎石第一列南端一番礎石より、南方の壘まで百五十尺と計測されたから、大約二十五間あつたことになる。

門址西方の礎石を一號とせば、北方に算えて第二號石との間は十六尺五寸、北端の第三號石と一

號石との間は二十五尺あつて略四間となり、二號と三號との間は八尺五寸となる、又この門址の側に、往時の井戸と稱する小溜水がある。この三個の礎石は、本堂址内陣の線より南方一直線の線を描くと、一號礎石と二號礎石の中間となるから、先づ當初の門址の原位置に在るものと判定出来、これを門址と見ることの無理でないことを示しているが、附圖の記載は正しくない様である。或は畦畔中なお礎石等が埋れてあるかも知れない。

### 土壘考

表川村役場報告の五百分一縮圖で計算すると、北方の畦畔は六十七間半計りとなり、南方の畦畔は六十二間半計りとなつて、後方の畦畔は五間計り廣い計算になる。東方の畦畔も西方の畦畔も五十二間半となつて略同一である。この方形に近い、幅廣い畦畔を利用して北方の線の中央と、西方の線に沿うて、水路が穿たれている。

この東西南北の幅廣い畦畔は、廣いところは十數尺ある。蓋し往時の土壘の址と推定して誤りない様である。

西方の土壘の外側は、旧表川河床に近く、南方土壘の外側は一段と低い。北方土壘の外側は、郭内水田の高さと略同一である。東方土壘の外側も少しく低い。

以上四周の畦畔を土壘の痕跡と推定して、擬て土壘の原形は、東西の線と、南北の線が、ともに同

一のものが、郭の内外が水田に耕作されて、現在見る如き南北の線の長さは、三十八尺程度の差を見るに至つたであらうか。

### 郭内水田

土壠の址と見られる幅廣の畦畔は、略方形に繞らされているが、その内部は二箇所の草生地を除くと全部水田となつてゐる。草生地には礎石はあつて、水田より幾分高いことも既述の通りである。

水田は、南門址より本堂に向つて進む毛畔より西部に十三枚、北部に十三枚、合計二十六枚ある。用水路を西北角に設けている關係から、水田は西北隅は地勢上高く、東南隅が低くなつてゐる。これは水の取入口より、その反對側を自然低くするのは當前のことと、替え當初郭内は略平均の高さにあつたとしても、水田に替えた際、水路入口の反對側を土を掘りとつて水田に切替えた事も考えられる。

中心から西方の六枚の田と、東方の六枚の田は、繩を引いて畦畔を整理した事が推測され、直線の畦畔となつてゐる、蓋し近世の整理と考えられる。旧遺跡の原形を變えること水田切替の場合、尤も甚しい通例に推考してこの郭内變貌もまたその際と考へべきである。

### 東塔の存否

本堂の西部の遺跡を西塔址とすれば、本堂の東部に東塔址が相定されるが、現状は水田となつて地表には全く痕跡をとどめない。是は西南隅を(みづかみ)とする水田切替に於ては、東塔の位置を全く

掘り出されたとも考え得るが、然ては西塔を遺存せしめ、何故に東塔のみを掘崩しにかの問題が残る。

### 結 言

大正十四年發行の「衣川村誌」には、該遺跡を「吉次屋敷、三條吉次信高の宅址にして、東西五十五間、南北四十八間、地平坦なり。四箇水田に接し、礎石今尙存せり、後人呼んで長者原と云ふ。因に記す、吉次の父を依藤太と云ふ。陸前栗原郡会成村の人なり。三子あり吉次、吉内、吉六といふ。長子吉次性情懶、少にして商を好み、平泉府に出入せり。秀衡風に其頗才を愛し、命じて雇用を辨せしむ。父母、京の達なるを以て神全を托じて京洛にひるがしむ。吉次大に利する所あり、爾後往復問附なかりしと、斯くて公候の門に出入し、三條吉次の名京洛の間に噴々たりしといふ。時に牛若丸之を聞き、竊に記して平泉に來れるなり」とある。吉次屋敷の名に附會した説話であり、吉次屋敷の名は風土記書上げの頃は、俚俗の恐説となつていちらしく、この外北上地方に吉次傳承を傳える所は二三あるが、世にいう金賣吉次は傳承上の人物であつて、史上實在の疑しい人物である。

相原友直の「平泉雜記」には「吉次屋敷、膽澤郡衣川村に有、居館、門ナトノ舊礎今に残レリ」と見えている。居館趾の礎石や、門址の礎石のあつたことを明示している。

該遺跡は、以上記述の如く、礎石の配列、建物の配置、土壘の圍繞、南門址、更に中尊寺一山の關連等より見て、一應寺院塔址を見るが妥當であらう、長者原廢寺址と主張して來た所以である。

該遺址は、中尊寺一山旺盛なりし頃の、一堂塔と推測されるが、中尊寺堂塔の大部は、建武四年三月七日焼失したが、この衣川長者原の堂塔は、其際には焼けずに、その後に至つて廢寺になつたものと考えられる。

該遺址は、中尊寺金堂址の北麓に位置し、安部氏の衣川館址の西南隅に置かれてあり、且つ境内の西南隅に墓地墓石がある。勿論附近民家の近世の墓ではあるが、何等かの示唆を有つものゝ様である。この遺址は、正確に東西南北の方位を保たず、十二度程度東方に傾いている。この傾斜の度合も、毛越寺諸寺院址と略同一の傾き方である。

この遺址は、爾今地下の發掘によつては、考古の上に意外の發見があるやも知れないが、一先づ廃寺址と推定して置く次第である。次に長者カ原の地名であるが、附近一帯は嘗つて、朝日長者を以つて呼ばれた安倍氏の廢墟であり、この廢墟は安倍氏の本據地であつた。謡つて「長者屋敷の野原」の語義を有する名稱であつたと解される。

以上の調査は、地表調査に基く報告であるが、本遺跡に關しては、昭和二十四年十月、同二十五年八月の二度に亘り、文部省齊藤忠技官の來査があり、その都度自分が案内して貴重遺跡なるを確認して頂き、一先づ假指定期の運びに至つたものである。地元有志の協力を謝し、該遺跡の報告とする。  
却入附圖は衣川村役場より  
提出になつたものである。

## 平泉花館遺址

佐伯敬紀

まえがき

岩手縣西磐井郡平泉村宇花館、熊野神社南隣の畠地内にある、里俗金峰山社跡（又は中央總社跡とも云う）と傳えられてゐる遺址、こゝには三十個の礎石が現存し、昭和二十五年、平泉村新制中學校の用地として校舎建築の運びとなつたので、この遺址を緊急調査する必要を生じ、全年八月、文部技官齊藤忠氏、岩手縣史蹟調查委員田中喜多美氏等來村調査された。

我々は九月より調査を始め、十月廿八日、廿九日には、再度、齊藤技官、田中委員の調査があり、十一月四日には、中尊寺金色堂修理落成式に參列された服部文部技官も觀察され、種々教示された。自分は以上の方々の御指導により、一關高等學校史學部生徒、全土木部生徒、全平泉分校生徒諸君の協力の下に、十二月初旬迄発掘調査を爲した。以下はその調査報告書である。調査に當り前記

諸先生の御指導御教示、平泉村當局、一關高校生の協力に深く感謝す。

### 遺址の位置並に周囲の状況

前記の如く平泉村花館、熊野神社社地内にあつたもので、現在は平泉村中學校の校地となつて居り、標高四〇米の小高い所に在る。その西北背後には、金鶴山、背後(西)に千手院を控え、前面は平泉の平地を一望におさめ無量光院及藤氏四代の館の跡を望んで東稻の山を眺め、その間を北上の長流が流れ、南は毛越寺の森を數丁に眺める、まことに眺望よろしき絶好の場所である。

### 遺址の現状

標高四〇余米の小高い所にあつて從來は畠地となつて居り一部は水田耕作をした事もある相當廣い平面の地である。そして現在、北側には熊野神社があり、遺址は社地の中央部より稍々南寄りにあつて、背後の千手院の畠地は一段高くあつてその下に東面して存在す。礎石は完全なるもの二七個、破壊されてはゐるが確認出来るもの九個、ぐり石を確認したもの二七ヶ所、ぐり石はないが推定出来るものの七ヶ所、總計七〇個所で、礎石の位置は殆んど移動して居らず、又火災に罹つた焼あとが歴然と

認められる。尤も北（向つて右）の袖より東への *pipri* 及び南の袖より東への *abilci* を加えると七六個所となる（第一圖参照）

唯北側の袖の部分は湿地であるし、水田を作った關係上礎石は全部とり除かれ、ぐり石も、とり除かれたり、移動されたりしている。

又破壊されて小部分が残つてゐたり、ぐり石のみを残してゐるものは、ハツバをかけて破壊し、北上川の沈床に使用したり、附近の道路の石畳に使用したり、又住宅の庭石に使用したという事である。（故老の談）

何れにしても礎石のあつた位置は跡記出来るし、大体、本堂並にこれに續く神の原形に残してゐるので測景計測には甚だ便であつた。

#### 發掘概要

第一圖の如く本堂は横（南北）七間、縱（東西四間）、これに接續して中央部より左右に各々五間の袖が出てゐる。昭和廿五年八月の香櫞技官一行の第一回調査の時の發掘は礎石のない部分、即ち本堂址のぐり石のしるしのある部分及北側の湿地帶の袖の部分で本堂址の部分は、JK列の各中央の二個の個所を除く外は、全部ぐり石の發掘に成功、確認され、北側（向つて右）の部分は、n、o、p、q列

の前列及中央列のぐり石は發掘確認されたが、列及後部列は未確認であつた。

九月以降は直接、私が發掘に從事し、南の袖の部分及本堂址のJK列中央部の二個を發掘確認し、これで北の袖の數ヶ所を除き全部の位置をつきとめる事が出來たわけである。

それからこの堂址のある土質に大部分粘土質で、南側の袖のa、b列の前方部及本堂のE列より、三四尺前の方の部分が、礫交りの土質であつた。

#### 本堂並に袖の部分の調査

本堂の中央部i-i列の間尺は、一五尺三寸—一五尺六寸であつて他の部分に比べれば最も廣く、名實共にやはり中央部たる感がある。他は大体一四尺—一五尺で大部分が一四尺代で中央部より稍狭い。そして本堂の横の各列の總尺數は次の通りである。

A列一〇二尺四寸、B列一〇二尺五寸、C列一〇一尺九寸、D列一〇二尺二寸、E列一〇二尺二寸で最長、最短の差は僅に六寸、大体一〇二尺前後で平均されてゐる。

更に袖の部分を見ると南側（向つて左）は九尺一一〇尺五寸で大体一〇尺平均とみるとことが出来、總尺數はB列四八尺六寸、C列四九尺八寸、D列五〇尺五寸で最長、最短の差は一尺九寸である。北側（向つて右）の部分は湿地であり、水田耕作をしたため、數ヶ所、ぐり石も取除かれ正確な計側に爲

し得なかつたが、横の間尺は略一〇尺で大体、南側の部分と同じである。よつて北側の袖の部分の計を五〇尺みると、本堂及兩袖を合した横(南北)の總尺數は各々二〇一尺一寸、二〇一尺七寸、二〇二尺七寸となつて略々二〇二尺前後となる。

卷之三



次に縦(東西)の各列をみると、本堂の部分は一四尺十一五尺六寸で、大部分の二六ヶ所が一四尺代で、一五尺代は僅に六ヶ所であり、その各列の絶対數は次の通りである。

本堂
f g h i j
列列列列列
五五五五五
七七七七七
尺尺尺尺尺
八九五三四
寸寸寸寸寸

當本
k l m
列列列
五五五
八八八
尺尺尺
三五六
寸寸寸

袖の南
a b c d e
列列列列列
二二二二二
八八七七七
尺尺尺尺尺
〇三九八三
寸寸寸寸寸

本堂の部の各列の總尺數の最長はm列の五八尺六寸、最短はi列の五七尺三寸、その差は一尺三寸で五七尺代が五、五八尺代が三である。

第三圖

老の油の計は  
出来つかつた。

南側の袖の部分は、一三尺一四尺八寸で一三尺が四。他の八ヶ所は一四尺代で各列の總尺数の最長は $\text{f}$ 列の二八尺六寸、最短は $\text{c}$ 列の二七尺三寸、その差は一尺三寸で偶然にも本堂の最长、最短の差と同じである。そして二八尺代が三、二七尺代も三であるが、二七尺代は二八尺に近い尺数であり、前方部は一四尺代で後方部は一三尺代である。こうで一寸記しておきたい事は、本堂との袖の部分

を通じて前方部（C D）と後方部（B C）とを比較してみると前方部の方が稍長い事である。この点は本堂の前半部（C D・D E）と後半部（A B・B C）とを比較してみても前半部の方が稍長い。第四圖参照。

卷之三

次に本堂中央部の i-i' 間は前記の如く一五尺三寸—一五尺六寸で他の部分より廣いのでやはりこゝは中央部として意識的に廣くしたものと考えられる。そして所謂、通例内陣と考えられるべき區域には特別意識的な工作、即ち中央部の礎石をおかないとか或は間尺を廣く、或は狭くするとかの特別工作は施してゐない。又、本堂を廻る廊下についても特別に、毛越寺圓隆寺址の如く狭くするとかの工作はしていない。これは間取りの状況、礎石の状況等よりなかつたものと思う。

### 基壇について

本堂と兩袖は同一平面上に建てられて居り、本堂と兩袖の縦目のところの傾斜は認められない、唯南の袖のぐり石は本堂のそれより稍深いところに在った。

基壇については隨分注意をして調べてみたが、どうも認められない。即ち本堂中央部の前面及背後各一本のトレンチを掘り、又南の袖のa列b列c列の背後及横のB列C列D列の各ぐり石を發掘するとき、それについで、それぐる各一本宛のトレンチを掘つてみたが、何れも基壇は認められなかつた。これによつてみると、平地上に直に礎石をおいて建築したものと考えられる。唯正面のh-i-j間にトレンチの外に全面的に土をとり除いてみたが、こゝには若干の傾斜があつた。即ち最初、h-i-h<sub>1</sub>、i-i-h<sub>1</sub>、s-i-s<sub>1</sub>に各一本のトレンチを入れたところ、h-i-h<sub>1</sub>に於いては三尺、i-i-h<sub>1</sub>に於いては四尺位のところより緩く傾斜してゐる事がわかつたが、h-i-h<sub>1</sub>とi-i-h<sub>1</sub>では傾斜の線が合はないし、又本堂中央部i-i-j間の更に中央のs-i-s<sub>1</sub>のトレンチに於いては一六尺の地点より二六尺の地点迄一尺の緩い傾斜のあることを發見した、こゝに於いてこの地点では、h-i-h<sub>1</sub>から、s-i-s<sub>1</sub>に至る範囲内を傾斜にそつて全面的に表土をとり除いてみた。その結果、基盤の平地の線h<sub>1</sub>より斜に点線の如く走つてこの線より緩く傾斜してゐる事がわかり、私の想像してゐたものより余程違つた線が出て來た、これは

本堂址中央部前面附近(第五圖)

六三



どう解釋してよいものか。雨水の流れ水の爲に自然に流れて状況がわからなくなつたものか、兎に角、疑問を残す個所である。

### 東南部の状況

次の問題は南北兩袖より東へ向つての廻廊の有無である。これは毛越寺式又は無量光院式の様式を豫想して相當力を注いで發掘したが、どうもはつきりした事がわからない、即ちその附近迄突出してゐたか、又その廻廊の先端に鐘樓、鼓樓式の建物があつたか、否か、不明である。

北方の部分は半分以上中學校舎の敷地の土盛をしてゐる爲、發掘に不便を感じるので主力を南部の袖の部分a、b、cより直線に東に向つて三本のトレンチを入れ、又、一三〇尺の地点よりは巾一〇尺余の範囲内の表土を全部とり除いて調査をしたが、礎石の址と確實に認められるものは見當らなかつた。唯ぐり石らしきものは三ヶ所ばかり見出されたが果して然るや否や、断定出来ない。然し廻廊は出てゐたと首肯出来る点はある。というのは北方の袖、p、q、rより東に小發掘した際、p<sub>1</sub>、p<sub>2</sub>、r<sub>1</sub>とぐり石の存在してゐた事、p-p<sub>1</sub>、p<sub>1</sub>-p<sub>2</sub>の各の距離は大体一四尺宛であつた事及南の袖のa、b、cより東へのトレンチに於いてa<sub>1</sub>、b<sub>1</sub>、c<sub>1</sub>及a<sub>2</sub>、b<sub>2</sub>、c<sub>2</sub>に小石が、かたまつてあつた事。その中a<sub>1</sub>、b<sub>1</sub>、c<sub>1</sub>は略ぐり石とみてもよいかと思うが他は怪しい、その外H、J、Nの諸地点からは焼土、

祝部、瓦等が出土した事である。更に角木堂及兩袖の部分は平面であるが、その前面即廻廊のあつたと覺しき方面は現在相當傾斜して居り、又烟地となつてゐた關係上、礎石やぐり石があつたとしても多くはとり除いたものと考えられる。然し前記北東部の三ヶ所に略ぐり石と考へて差支えないものがある点よりみて廻廊はあつたとみられるが、その附近迄出てゐたかは判らない。

この外、尚注目すべき事はHの地点から表土下五寸のところより焼土、燒木（小片）が出土し、I地点には直徑四寸位の円形の焼土があり、これが穴の形を爲してゐた、又J点からは瓦の破片が出土しN点では表土下五寸のところより焼土、燒木、祝部の破片が出土してゐる。そしてH及J点では直徑三尺位の範圍に小石を敷いたかの如き貯藏を呈してゐたが、これがぐり石であるか否かについて

は、位置及状況からみてぐり石でないとみる方が至當であらう。

更に尚判断に困るのはK及Lの地点で、この附近からは相當多數の祝部土器の破片が出土するが、表土七寸乃至一尺二寸をとり除くと厚さ二寸乃至七寸の粘土層があり、この粘土層は南北に走つてゐる。このL地点よりこの畠地の南端の一本のトレンチを掘つたところ（この地点より南端迄三十尺）粘土層は南端迄続いてゐた。粘土層下は黒土があり更に黒土の下は砂利交りの層となつてゐる。問題は粘土層上よりも相當數の祝部の破片が出土し更に粘土層下よりも相當多數の祝部が出土するところに在る。即ちK点に於いては地表下三尺四寸の個所より炭及祝部、金具等が出土しL点にては粘土層、

並に粘土層直下及粘土層下六寸のところより夫々祝部が出土してゐる。又N地点はL地点より二六尺南によつてゐるが、この地点からは表面下一尺八寸粘土層上面より六寸下に縦(南北)一尺八寸横(東西)一尺二寸に亘り厚四分の焼土が存在してゐた。

以上によつてこの東南隅の調査状況を記したが判斷に苦しんで結論を見出し兼ねてゐるのである。即ちこの附近から礎石のあつたこんせきは認められない、強いて求めるならばH及J点であるが、これは怪しく確答は得られない。從て建物の存在の推定は出来ない、然し焼土のある事より何か焼けた事は考えられる。更に粘土層の上下より祝部土器、或は金具の出土は何を意味するものであらうか、然も粘土層上下の祝部は共に藤原期のものと考えられ時代的差異は認められない、粘土層下に最初、何があつて後に粘土をしきつめ、何かを造つたという事も想像されるが、粘土層の南への漬がり及その状況等からみてこれも妥當ではないやうに思はれる。兎に角この地帶には何かあつたには違ひないがその實體がつかめない。

#### 中央部前庭及背後の状況

本堂中央部i-jの中間より巾三尺のトレンチを一直線に東のがけ際迄掘つた際、Q地点に於いて表土下一尺二寸の個所及R地点に於いて表土下一尺の個所より各數個の祝部が出土してゐる。この

附近から東にかけては門、又は階段の存在を想像したのであるがそれらしい跡は見當らなかつた、これらの地点より十數尺のところは崖になつており、その下に道路があるので道路工事等の爲、昔とはかなり様子が變つてゐるわけでこれ以上はわからない。

次に本堂背後に於いて中央部より西背後の山際迄一本トレンチを入れたが表土は五寸一七寸、その下は粘土層で小石を含んでおり數ヶ所から瓦の破片が出土し、山際に於いては巾三尺五寸の落窪<sup>ハコ</sup>窟<sup>カク</sup>んだあとをつけ出した、これは排水溝のあとと考えられる、つまりこの山際に添うて一本の排水溝を掘つたものでこの排水溝の地点は礎石<sup>シロ</sup>より廿八尺の地点である。

#### 出土遺物

この遺址の各所より瓦、祝部等の各破片多數出土し、金屬は釘と思はれるものその他、金具若干出土し、木片も一、二片出土した。

#### 瓦

完全なもの及軒瓦等はなく、殆んどが普通の覆瓦の小破片である。我々が採取した地点は北の袖の温地帶でこゝからは相當多數出土してゐる、次に多いのは南の袖の部分及本堂址である、本堂背後の

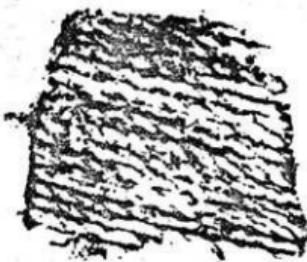
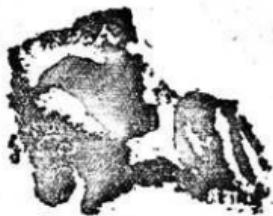


六七

平泉花館遺址瓦



平泉花館遺址瓦



六八

平泉花館遺址瓦

J<sup>2</sup>の排水溝迄のトレンチからも少數出土して居り、問題の東南隅の地点は相當廣く表土をとり除いたが、こゝからは祝部は相當多數出たが、瓦は極く少く二、三の小片が出たに過ぎない、この点からみてこの附近に建物があつたか否か疑問である。

瓦は所謂布目瓦で、焼は相當よく、藤原期の他の遺跡から出土するものと同様である。中に特異なのは千鳥らしい鳥形の紋様をもつた一片がある事で興味あるものである。

### 祝部

出土數の多いところは問題のHよりMに至る地点で就中、K、L地点附近は最も多く出て居り、その外中央部トレンチの東端附近及本堂中央部前面、本堂址等からも出てゐる。

何れも素燒の「かわらけ」式のもので色は白色が多く、完形品ではなく又高杯と思はれるものもない。柳御所跡より出土するものと同じで藤原期のものである。今回の調査に於いて前記の如く瓦は本堂址及兩袖附近より多數出土してゐることは當然であり、祝部が正面の崖際及東南隅に於いて特に粘土層の上下より出土した事は注目すべき点である。

### その他の遺物

釘その他の金具、木片等若干出てゐるがその數は少く釘と想定されるものも腐蝕して状況はわからぬ。金具も全様である。

### 本遺址と毛越寺圓隆寺址との比較

円隆寺は南面して本堂左右より單廊を以て鼓樓、鐘樓に連絡し、大泉池を抱き、反橋により中島を経て南大門を控え、金堂背後斜め左に講堂を有し、又西には經藏及嘉祥寺があり、東に常行堂、法華堂を有する構想で所謂、寢殿造りの様式をとつたものである。

金堂自體の状況は横（東西）七間、縦（南北）六間で、單廊を以て鼓樓鐘樓に連絡してある。

本堂中心部の二ヶ所には礎石ではなく、こゝは所謂内陣と思はれる、南面した中央部の間尺は一六尺でそれより左右に各一三尺一四尺一〇尺と間取りし、縦は北より一〇尺一四尺一三尺一三尺一〇尺と間取つてある。

從て内陣を取りまいて一四尺の一環があり更にその外側に一〇尺の廊下を廻らしてゐる。そして單廊は内陣前の一四尺の間尺を左右に延長し、本堂との繋目は本堂の基壇より一段下に下る關係上階段

をつけ、從て左右各一〇尺の間取りをし、それより九尺を區切つて五の間取りを爲し、曲り角は一四尺の間取りとなつて居り、更に南に各九尺宛、區切つて一六の間取りをとり鼓樓鐘樓に連絡してある。

鼓樓鐘樓は横（東西）各六尺八尺六尺、縱（南北）は六尺五寸七尺六尺五寸で、本堂、廊下鼓樓鐘樓全般に雨だれの排水溝が施工してある。

これに對し、花館遺址は横（南北）は七間で全じであるが、縱（東西）は四間で二間少く、從て横に長い矩形を爲してゐる。中央部は一五尺四寸前後で円隆寺の中央部より少し狭く、内陣に當る中心部左右にも礎石があり、又本堂外側も特別、間尺を狭くも廣くもしてないところから廊下を設けたとは考えられず、即ち中央部、ミージ間を除いては凡ての間尺は特別の工作をしてない、この点は円隆寺三尺四寸寺の状況とは大に異なるところである。

更にこの本堂の縱の中央部、即BC・CD列より右左に各各五間、一區切り、各横一〇尺余、縱一余（後列）一四尺五寸余（前列）の袖のある事で、その本堂との繋目は全一平面上に在つて階段となつてゐない、これは全く円隆寺様式とは異つてゐる、この袖より東に向つてこの複廊式の建物が延びてゐたとすれば形の上では円隆寺に似てくるわけである。

總尺數について圓隆寺は横の總計九〇尺に對し、花館遺址は一〇二尺前後で少し長く左右の廻廊の長さを加えると圓隆寺は二二八尺花館遺址は二〇二尺前後でこの方は少し、本遺址の方が短い。縱

は円隆寺七四尺、本址は五八尺前後でこれも短い。兎に角円隆寺の状況とは性質の異つたものであらう。

無量光院との比較については無量光院の正確な調査書並に計測した資料が私の手許にないので、はつきりした比較が出来ないのが遺憾である、この点からも無量光院の組織的調査を要望するものである。因みに無量光院の横の長さは一九八尺余で大体、本遺址の横の長に匹敵する。

この堂址は金峰山社趾若しくは藏王堂跡と稱傳されていたもので吾妻鏡、文治五年九月平泉、鎮守事の條に

### 一 鎮守事

中央惣社、東方日吉、白山兩社、南方祇園社、王子諸社、西方北野天神、金峰山、北方今熊野、稻荷社等也。悉以模本社之儀」とあつて悉く本社を模して鎮守諸社を造営し祭つた事を記してゐり、金峰山が西方に在る事になつてゐて、この堂址を金峰山社とすると方位が合はない事になる。然し現在の熊野社、小野家所蔵の安永四年風土記書上扣には

## 本山流多寶院

### 一 開山之事

當山者、仁明天皇御宇、嘉祥年中慈覺大師開基醫王山毛越寺東方鎮守、日吉、白山北方鎮守新熊野、金峰山井八幡宮、北野天神、春日社、右七ヶ所廟宜神主小野土佐守ト申者なり八代采女太夫初而修驗罷成市重院辨榮開院仕候由承傳當住迄拾五世、何年之頃何之訛にて修驗開院仕候哉年月相知不申候事とあつて金峰山が毛越寺の北方鎮守として奉祀されてこの堂址に合致させてあり、小野家の先祖が神主として奉仕し、後修驗に變つた事を記してゐる。

吾妻鏡の鎮守の方位に關しては平泉志に稻荷社の件に關し次の如く記して吾妻鏡が記す鎮守社の方位が必ずしも正しくない事を指摘してゐる。

稻荷社跡、西方に在り（東鑑の北方として今熊野の次に叙せるに方位違へり）

又文政九年の多寶院に關しての書上には諸堂社別當所之事の條に

磐井郡西岩井平泉村北方鎮守ノ一社之内

一 藏王權現 多寶院住居 境内

一 社 地

東西廿六間余  
南北廿五間余

一 宮

萬治甲申造営  
丙午不仕候

とあり、又明治五年六月廿二日水澤縣廳に差出した神社調書によれば

金峰社跡

縦三十五間余  
横二十五間余

無高地

附右社ハ万治年中焼失罷成疎已而相變申候御詔ハ嘉祥年中私儀ハ社付從來之廟宇職ニテ社地續ニ  
住居罷在申候云々

(文政九年吉上扣神社調書共に小野家所藏文書)

とあつて、藏王櫛現社地、金峰社跡、何れも全一の社地を記し、共にこの花館遺址を指したもので、且つ萬治年中焼失して以來再建せず、碑のみ残つてゐる事を記してゐる。

從て金峰山社を北方鎮守としてこの花館遺址に當てるのは妥當と考えられ、そしてこの遺址が横の總尺數二〇〇尺余という廣さを持ち本堂の巾七間、奥行四間といふ細長い矩形を爲して居り、内陣らしき工作もなく又間取の状況等から寺院の堂房とも見られない、私はこれを修驗の堂社と考えるのである。前記吾妻鏡記事の「悉以模<sup>シ</sup>本社之儀」とあるやうに吉野金峰山の構想を模したものである。

前記文政九年の風土記書上扣、諸堂社別當所之事の個條に藏王櫛現を祭つてゐる事、又全書上扣に

### 一 寺山号之事

歲王山熊野寺

とあり。全く表紙の裏に

右襟冊之義は牒烈寺格次第當院小先年行事等迄も寺格次第吟味仕候當院義は檀家多少有牒烈仕候、  
金峰藏王山熊野證誠寺と處々相記候義は本山江相憚リニ付三字ニ書記仕候事  
とあつて金峰藏王山熊野證誠寺と記す事は本山に憚りあるに付、三字に記したとある、三字という  
のは多分、多寶院の事を指すのであらう。

更に全書上の扣と書には

(前文略)

寺山号等之義は往古金峯山證誠寺と守札えも相記し置候へ共風土記は前文之通書上候故此度も右御  
書上仕候得共今ニ金峰山證誠寺と相稱シ來申候(後略)

とあつて寺山號等は往古、金峰山證誠寺と守札えも記してゐたが風土記には前文の通り書上此度も  
右の通り書上たが、今に金峰山證誠寺と稱え來つたと記してゐる。

◎この後書は天保十六改元弘化貳年二月十五日扣書となつてゐるから、文政の書上に表向き書けな  
かつた事を書添えたものである。

又平泉志には

金峰山社跡、藏王權現なり、子守勝手社も屬す、吉野を模せり、金鶏山の東北に在しか今荒廢せり、

普慈覺大師八部の峰を聞かれし其の一ならとそ、御旅所暨衣闈の南にあり。  
として金峰山社には藏王権現を祭り、子守母手社も配祀してあつた事を記してゐる。

此の如くこの堂址は古來、金峰山社と稱し或は、金峰藏王山證誠寺、金峰山證誠寺、近世に至つて  
は多寶院と稱し、吉野金峰山藏王堂との關係深かつた事を表はしてゐる。

由來、吉野金峰山は修驗の本山で藏王権現を祀り、修驗の靈場である。藤原氏はこの吉野金峰山を  
模して毛越寺の鎮守として藏王権現を奉祀し、金峰山社とし以て修驗修行の堂社としたものであらう。  
萬木齋井郡郷土史にも「金鶏山について」の項に於いて

(前略)

金鶏山は信仰の上より解決さるべきもので明かにこれも京洛文化の移植の跡である、即ちこれは山  
伏の本山吉野(藏王堂のある金峰山を模したものである。吉野には、羅陀、羅勒、釋迦の化身な  
る藏王権現を祀り、之が配社として子守、勝手の二社を勧請してあり、其の金峰山は藏王権現に奉  
ると稱した埋經の靈地であつた。毛越寺西方鎮守として金峰山を勧請したと記録された通り、藤原  
氏は金峰山を模し金鶏山の麓に藏王堂を勧請して金峰山社をつくり修驗者が入峰修行の所としたもの  
である。藏王堂の遺址は廃滅し現状は一帯の豆畑であるが、其の巨大なる礎石の殆んど全部が存し  
て居つたので當時の規模の壯麗巨大であつたことは想像に難くない云々(後略)

とあつて金鶴山を吉野金峰山に模し金鶴山の麓に藏王堂を勧請して金峯山社をつくり修驗者の入峯修行の所としたものであるとしてゐる。私もこの説には同感である。

#### この堂社の焼亡について

この堂社の焼亡については前記、文政九年の書上扣、明治五年六月廿二日の神社調書扣によつて、萬治年中、焼失して再建せず、礎石のみ残つてゐる、と記されてあるが、萬治年中の焼失が始めてか、或はそれ以前にも焼失した事があつたか否かは詳細な記事、記録がないからわからないが、兎に角、遺址についてみても礎石に焼跡が歴然とあり、又東南部の問題のところにも焼土のある事等から焼亡した事は歴然たる事實である。

#### むすび

以上により花館遺址の調査の概要並に考察を試みたが、要するに平安時代既に起つてゐた神佛習合の思想に本づく四方鎮護の鐵守社の一である金峯山社跡であり、且つ習合思想により生れた修驗の堂社であると考える。

昭和二十六年三月二十五日

(非賣品)

昭和二十六年三月三十一日

岩手縣教育委員會事務局

編集者 社會教育課長 佐々木 修

發行者 岩手縣教育委員會  
岩手縣教育委員會  
教育長山中吾郎

發行所 横式會社 鶴田印刷所

株式會社 鶴田印刷所